2　租税等の請求権の納付は、徴収権限を有する者の指定する場所において行う。

3　弁済日が銀行法15条１項に定める銀行の休日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

第２　放棄・取下債権の取扱い

更生計画認可決定までの間に更生担保権又は更生債権の一部の放棄・取下げがあったときは、放棄・取下後の債権額に基づいて本章の基準を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

第３　債権譲渡等の取扱い

更生債権等届出期間末日の翌日以降に更生債権等の譲渡又は移転がされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として行う。債権の一部について譲渡又は移転がなされたときは、新旧権利者は、移転後の債権額に応じて免除額を按分負担し、免除後の各弁済額を按分取得する。

第４　端数処理、弁済充当の方法

本章の基準による更生債権者及び更生担保権者への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は切り上げる。

また、弁済する更生担保権又は更生債権の中に利息及び損害金を含む場合は、充当順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、同じ性質の債権については発生が古いものから順次充当する。

第４章　未確定の更生債権等の取扱い

更生会社には未確定の更生債権等は存在しない。

第５章　担保権等の措置

第１節　担保権等の処理

第１　存続する担保権

１　通則

別表15「存続する担保権一覧表（不動産）」、別表16「存続する担保権一覧表（割賦）」、別表17「存続する担保権一覧表（預金）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も各表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続する。ただし、存続する担保権の間の共同担保関係は、更生手続開始決定の時に共同担保権関係にある限りで存続し、それ以外の存続する担保権の共同担保関係は、更生計画認可決定の時に消滅する。

別表15「存続する担保権一覧表（不動産）」記載の担保権者は、管財人からの書面による要請があった後２週間以内に、債権額又は極度額を同別表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

上記担保権は、本件一括弁済日に消滅する。

２　不動産に係る担保権

⑴　担保権の消滅

本件不動産を目的とする担保権は、本件一括弁済日に消滅する。

⑵　根抵当権の確定

本件不動産を目的とする担保権のうち根抵当権が担保すべき元本は、更生計画認可決定の時に別表15「存続する担保権一覧表（不動産）」の「新しい債権額」欄記載の額に確定する。ただし、既に確定しているものを除く。

同別表記載の根抵当権者は、管財人からの書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権の元本確定登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。ただし、根抵当権者は、根抵当権が消滅した後は、当該根抵当権の元本確定に係る登記手続を省略し、担保権の抹消登記手続を行うこととする。

⑶　抹消登記手続

前述⑴により、担保権が消滅するのと同時に、当該担保権の担保権者は、管財人から書面による要請に従い、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

３　所有権留保（割賦販売）に係る担保権

本件割賦物件を目的とする担保権は、本件一括弁済日に消滅する。

４　預金質権に係る担保権

本件預金を目的とする担保権は、本件一括弁済日に消滅する。消滅する預金質権の担保権者は、本件一括弁済日に、当該預金質権の消滅に基づく必要な事務手続を完了しなければならない。

第２　火災保険

１　別表15「存続する担保権一覧表（不動産）」記載の物件を目的として更生会社が更生計画認可決定時に締結している火災保険契約は、保険期間満了後も順次更新し、同別表記載の担保権者のために、火災保険契約上の債権の上に、その順位に従い、残存する被担保債権の限度で質権を設定する（以下「保険金質権」という。）。

２　保険金質権は、その担保する更生担保権及び更生債権が消滅したときに消滅する。当該質権の設定を受けた債権者は、質権の消滅後直ちに当該質権の解除手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

第３　存続しない担保権

１　前述第１の１に従い存続する担保権以外の担保権は、更生計画認可決定の日に消滅する。

２　存続しない担保権の担保権者は、当該担保権の抹消登記手続又は抹消登録手続をする。存続しない担保権に係る担保権者は、管財人が書面により要請した日から起算して２週間以内に、管財人に対し、当該担保権の抹消登記又は抹消登録に必要な一切の書類を交付しなければならない。

第４　登記等の費用

本章による登記手続及び登録手続に要する登録免許税等の費用は、更生会社が負担する。

第６章　弁済資金の調達方法

第１節　弁済資金の調達

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済は、下記①及び②の合計から下記③を控除した金額を原資とする。

記

①　本件スポンサー契約に基づくアンダーツリーによる支援金額

②　基準日現在における更生会社等の現預金残高

③　本件スポンサー契約に基づき前述①及び②の金員から支出することが定められている共益債権と、更生会社等の更生手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用に係る共益債

ただし、管財人は、前述の共益債権に金額確定やその支払が困難なものがある場合、裁判所の許可を得て、かかる共益債権の弁済用資金として一定の金額を更生会社等に留保することができる。その場合、追加弁済原資金額の算出のうえでは、留保金額相当額が、弁済原資から除かれる。

第２節　予想超過収益金の使途

本更生計画遂行中に、予想を上回る収益金が生じた場合には、運転資金及び事業上必要な設備投資に充てる。

第７章　共益債権等の弁済

第１節　本件更生手続開始決定日の翌日から基準日までに支払った共益債権は、別表18「共益債権支払実績・未払残高表」の「支払実績」欄記載のとおりである。

第２節　基準日現在の未払いの共益債権は、別表18「共益債権支払実績・未払残高表」の「未払残高」欄記載のとおりである。

第３節　前述の未払共益債権及び平成27年６月１日から更生手続終結までの間に発生する共益債権は、第８章に規定する合併により消滅するものを除き随時支払う。

第８章　吸収合併その他更生会社の措置

第１節　第１吸収合併

第１　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所

１　吸収合併存続会社

茨城県水戸市河和田町字丹下二ノ牧3891番地の10

株式会社大鳥

２　吸収合併消滅会社

茨城県日立市幸町二丁目１番10号

株式会社金馬車